

() 居 宅 療 養 管 理 指 導
 () 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導 に係る記載事項

事業所の病院、診療所又は薬局の別												
提供する居宅療養管理指導の種類	病院又は診療所						薬局	(介護予防)訪問看護ステーション				
	医師又は歯科医師の居宅療養管理指導	薬剤師の居宅療養管理指導	歯科衛生士等※1の居宅療養管理指導	管理栄養士の居宅療養管理指導	薬剤師の居宅療養管理指導	看護職員※2の居宅療養管理指導						
管理者	(フリガナ) 氏名					(フリガナ) 住所	(郵便番号 -)					
	生年月日											
事業開始時の利用者の推定数		人										
従業者	区 分		病院又は診療所					薬局	ステーション			
			医師	歯科医師	薬剤師	歯科衛生士等	管理栄養士	薬剤師	看護職員			
	常 勤 (人)											
非 常 勤 (人)												
主な揭示事項	営 業 日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その 他 年 間 日	の 休 日	
	営 業 時 間	平日	～		土曜	～		日曜日・祝日	～			
	利 用 料	法定代理受領分										
		法定代理受領分以外										
	その 他 の 費 用											
	通 常 の 事 業 の 実 施 地 域	①	②		③			④		⑤		
	備考											

※1＝「歯科衛生士等」とは、歯科衛生士並びに歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を言う。

※2＝(介護予防)訪問看護ステーションの「看護職員」とは、(介護予防)訪問看護ステーションにおける保健師、看護師又は准看護師を言う。